一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年近畿地方整備局告示第九号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・四号奈良橿原線
三　事業施行期間　自平成二十三年一月十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第二百七十四号宮津都市計画下水道事業宮津湾流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十年三月八日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第六十三号東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業加古川上流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十二年一月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

四国地方整備局長　石橋　良啓

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年四国地方整備局告示第五号松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線
三　事業施行期間　自平成十六年二月六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

四国地方整備局長　石橋　良啓

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年四国地方整備局告示第十七号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線
三　事業施行期間　自平成二十二年二月二十六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出）
国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出）
公務員庁設置法案（大島敦外十六名提出）

議案送付

三月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

三月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北陸新幹線敦賀以西ルート整備に関する質問主意書（田島一成提出）
国有企業等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
在沖米兵による女性強姦事件に関する質問主意書（仲里利信提出）
三権分立の現行法上での扱いに関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
高市総務大臣の放送法第四条についての答弁に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

答弁書受領

三月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出ウィッツ青山学園高等学校に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出第百九十回国会における馳文部科学大臣の所信に関する質問に対する答弁書
衆議院議員奥野総一郎提出ＴＡＶＩ治療の保険適用拡大に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大串博志提出諫早湾干拓調整池の水質改善及び有明海の漁業環境の再生に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問に対する答弁書

参議院

会議

三月十六日（水曜日）午前十時　本会議

議案受領

三月十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

議案送付（予備審査）

三月十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（大久保勉外七名発議）